

## 2023-12 税務・労務・法務情報

### Q. 不当留保金課税は撤廃されたはずですが？

A. 最近標題に関するご相談が増えています。税制上の不当留保金課税は撤廃されているのですが、会社法上の留保金規制は残っており、SECからのペナルティーを主張されたというケースです。制度の概要と対処方法についても弊所見解を解説します。

#### (税務上の不当留保金課税制度の概要)

1. 1997年税制大改革法により同制度が新設されました。
2. RR2001-2により詳細規定が定められます。
3. RMC2011-35により課税が強化されます。
4. CREATE法(2021年4月発効)により、完全撤廃されました。
5. 制度の概要：同族会社が資本金額以上に内部留保したものに対して10%の税率により課税するというものです。税務上は撤廃されていますので、詳細解説は省略します。
6. 2021年前を対象とする税務調査においては指摘される可能性は残っています。

#### (会社法上の規制)

新会社法第42条に、「特定の場合を除いて、払込済資本金額と同額を超える利益留保をすることができない」との規定を設けています。

また、この会社法との関連で、SECの規則(1994年)もあり、「投資家及び一般大衆の利益を考慮して」との前言付で以下の規定をしています。(概要)

1. 全ての内国法人は、適切な留保金を超過する余剰利益を、株主に対し配当として分配しなければならない。
2. 旧会社法第43条において、払込済資本金額と同額を超える利益留保を禁じているが、以下の場合を除く。
  - a. 取締役会により承認された事業拡張計画等目的の留保
  - b. ローンアグリーメントにより配当を制限されている場合
  - c. 偶発事象に適切に備えるために必要な留保
3. 罰則規定 超過留保金額の0.1%相当額のペナルティー(但し、最高P10,000)

#### (対応策)

ペナルティーの最高額(1万ペソ)から判断すると、不要な配当をする必要はなさそうです。留保目的として、事業拡張計画・偶発事象への備え等の理由付けをしておくことで、SECのペナルティーは回避できる可能性が大きい。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)